

しまねの

女と男

特集

第46号

新型コロナウイルス問題とジェンダー
～コロナショックとDV～

目次

- 「コロナショックとDV
～女性を追い詰める もう一つのパンデミック～」
北仲千里さん
(特定非営利活動法人全国女性シェルターネットワーク共同代表、広島大学ハラスメント相談室准教授)・・・ 2
- 「コロナ禍での女性相談の現状」
眞邊玲子さん (島根県女性相談センター所長) 5
- ポケットクイズ ミニ解説 6
- リレーコラム 6
- 講座レポート 7
- お知らせ 8

ご存じですか?! 女と男との参画関係

あすてらすポケットクイズ

毎号、特集テーマに関連した男女共同参画に関するクイズ等を出題します。
心のポケットにしまっておきたい、ポケットからちょっと取り出して伝え
たくなる情報をご紹介します。ぜひチャレンジしてみてください。

問題

コロナ禍での新たなDV相談窓口

コロナ禍で、多様なニーズに対応できるよう4月に始まった、
新たなDV相談窓口は？

- ① DV相談ナビ
- ② DV相談プラス
- ③ 配偶者暴力相談支援センター

※答えは6頁のミニ解説へ

《講演抄録》

コロナショックとDV ～女性を追い詰める もう一つのパンデミック～

特定非営利活動法人全国女性シェルターネットワーク共同代表
広島大学ハラスメント相談室 准教授

北仲 千里

今回のコロナ禍で、皆が大変な状況になっている中、DV（ドメスティック・バイオレンス、配偶者やパートナーなど親密な関係にある人からの暴力）との関わりも大きな話題になりました。一見、両者は関係なさそうと受け取られるかも知れませんが、そうではありません。ここでは、ウイルスの感染拡大とそれへの対策が、なぜDVや虐待と結びつくのかを説明し、実際に、世界各国や日本でどのような取組が進められてきたのかを紹介します。そして、今後も疫禍が続く中で、私たちがどうやってDV被害を認識し、被害者の方たちにとってどんな対応や支援が必要とされているのかを考えたいと思います。



北仲 千里さん

きたなか ちさと

〈プロフィール〉

特定非営利活動法人全国女性シェルターネットワーク共同代表。広島大学ハラスメント相談室 准教授。

和歌山県新宮市生まれ。名古屋大学大学院文学研究科博士後期課程修了。

専門は社会学（とくにジェンダー論）。1997年ごろより「キャンパス・セクシュアル・ハラスメント全国ネットワーク」設立にかかわる。NPO法人「フェミニストサポートセンター・東海」理事、NPO法人「性暴力被害者サポートひろしま」代表理事、広島市男女共同参画審議会委員。

声を届けるには遅すぎるだろうとの思いで提出したのです。

ですが、予想に反して、この要望は大きく注目され、国会で取り上げられたばかりか、多くのマスコミからも取材依頼が殺到しました。国連でも、感染症流行のもと、女性への暴力が拡大している状況を「影のパンデミック」と捉えて全ての国が対処すべきと声明が出されましたし、世界各国もこの問題に予算をつけて取り組んでいるという情報があり（3頁図1）、日本としても何らかの取組が必要との認識が高まったのではないのでしょうか。その結果、4月10日には、橋本内閣府特命担当大臣（男女共同参画）から、コロナ問題に伴うDVへの対応に関するメッセージが出され、その中には、「内閣府と厚生労働省は、今月3日、地方公共団体に対して、DVの相談対応から保護に至るまでの支援の継続的かつ迅速な対応を依頼しました。」など、シェルターネットワークからの要望に応えていただけたと思える内容が盛り込まれ、さらに、コロナ禍での緊急経済対策に、DVの今後の深刻化に備えた相談窓口の拡充の取組も入ったのです。（4頁図2）

1. 注目された要望書

私たち、全国女性シェルターネットワークは、コロナ対策が急速に進み始めた3月末、国に対して感染対策とDV・虐待の関係についての要望書を提出しました。感染対策として外出自粛が進めば、収入減や失業など経済的なダメージによって焦りや不安が募り、DVや虐待が深刻化することを最も懸念したからです。要望の内容は、DV・虐待相談窓口の維持と相談増加を予測した体制整備、一時保護期間の延長、DV被害者への給付金給付の特別措置、生活保護の適用拡大、DVシェルター関係者の個人情報保護等でしたが、正直言って提出した時点では、即座の対応を期待していたわけではありません。それよりは、自粛に伴う国からの何らかの対策の方針が固まってしまってからでは、現場の

2. コロナとDV～なぜ関係があるのか～

けれども、こうした一連の反響の大きさの中で、少し違和感を覚える質問にも出会いました。それは、「外出自粛のせいでストレスがたまって、DVが増えるのでしょうか？」という言葉です。全くの間違ひとは言いませんが、DVの根本的な原因がストレスというわけではありません。そうではなく、もともと社会的にも家庭内においても弱い立場に置かれている女性たち

図 1

新型コロナウイルス感染症の女性・女兒への影響に対する G7 各国の取組

カナダ	・女性に対する暴力の被害者のためのシェルター、性暴力被害者センター等の支援施設の運営や施設内での集団感染予防のため、最大 5,000 万カナダドル（約 40 億円）を支援。
ドイツ	・女性に対する暴力の電話相談窓口の 24 時間・18 か国語体制を維持。 ・低所得家庭および収入が減少した家庭に対する児童手当の緊急追加給付を実施予定。
フランス	・女性に対する暴力の電話相談窓口を増設するとともに、国内各地のショッピングセンターやスーパーに相談コーナーを設置するなど、民間企業とも連携して女性に対する暴力の急増に対応。 ・暴力の被害者の避難場所として、政府がホテルを借り上げ 20,000 泊分の宿泊を確保。 ・離婚した家庭における養育費の支払い停滞増加に対し、差押え、代替手当の支給等で対処。
イタリア	・女性に対する暴力の支援センターの開所及び暴力相談ダイヤル・チャットアプリ 24 時間体制を維持するとともに、薬局と協力して情報を周知。 ・女性に対する暴力対策のため、3,000 万ユーロ（約 35 億円）の基金を創設。 ・特別な育休の付与やベビーシッター商品券の支給等、子を持つ働く親への支援を実施。 ・女性起業家に対し、500 万ユーロ（約 6 億円）を支援。
英国	・DV 被害者とその家族に対する支援を行っている団体等に対し、7 億 5,000 万ポンド（約 1,000 億円）を支援。 ・今次危機下での暴力の被害者への対応に関するガイドラインを策定。
米国	・SNS 上で、女性に対する暴力への対処方法についての情報を発信。 ・SNS 上で、安全なソーシャル・ディスタンシングの実践例や家庭で過ごす工夫についての取組・好事例を共有。

(出典)内閣府「共同参画」第 134 号：2020 年 6 月号

が、コロナ禍という「非常時」には、性暴力やDVという形でさらにしわ寄せを受け、ますます困った状況に陥っているという説明の方が正しいと思います。このことは、別の「非常時」である災害後の性暴力やDV、ストーカー被害等の深刻化からも説明できます。阪神・淡路大震災の時も、東日本大震災の時もDV等女性への暴力は深刻化しました。ただ、阪神・淡路大震災当時は、社会全体がそうした問題を見ようとしなかったため、女性の性被害やDV被害はデマ呼ばわりされる等してなかったことにされたのです。東日本大震災時には、この時の反省を教訓に、ガイドラインが作成されたりホットラインでの相談も開設されるなど随分改善しました。

このように、災害という非常時の経験を踏まえて、私たちシェルターネットのメンバーは、コロナ禍でもDVが次のような形でずっと深刻になるだろうと予想しました。

(1) もとからあったDVがひどくなるパターン

要望書を書いた頃、聞こえてきた事例として…

- 自営業の夫の仕事がなくなり、一日中家にいるようになり、不安や焦りも相まって今まで以上に妻のやることなすことにダメだしをする。しかも、以前は夫が仕事で家を留守にしている間に、ホッと時間を持っていた妻も、そういう時間がなくなり、常に監視されて緊張状態にある。
- 在宅ワークの夫が、妻の家事で生じる音に「うるさい！」とひどく罵倒するため、妻はクローゼットの中で音も立てずにいるしかない。

(2) 新しい加害者が出てくるパターン

もちろん、ストレスや不安だけですべての人がDVに走るわけではないが、仕事や収入面でダメージを受け、そうした不安や焦りが続くことで、やはりDVが

始まるという場合もある。

(3) 外出できないがゆえの深刻化

家族（夫）が家にいるため、相談の電話をしたくてもできない、相談のために出かけることもできない被害者がいる一方で、相談を受ける側も外出自粛で仕事に行けなかったり、感染防止のため相談窓口を閉鎖せざるを得ない場合があるのではないかと。

こうして、私たちは、感染対策を理由にDVなど女性への暴力に関わる相談窓口を簡単に閉じないでほしい、きっとこれから辛い思いをして相談してくる人たちが増えていくだろうからと、要望書で訴えたのでした。

3. コロナ禍対策のできごとを通じて見えたもの

～特別給付金と経済的DV～

私たちが要望書を提出した、今一つの大きな理由は、「10万円の特別定額給付金が世帯主に家族分まとめて支払われるだろう」という報道が耳に入ってきたためです。これでは、DVを受けて加害者のもとから逃げている被害者は受け取れないことが容易に想像できます。被害者の多くは、住居を移しても相手に居場所を悟られないように住民票をそのままにしておくため、書類上の「世帯」は元のままとなっている上、ほとんどの世帯主が加害者である夫だからです。DV被害者は経済的に苦しい状態に置かれている場合が多いため、この給付金が受給できなくなることはとても深刻です。そして、驚くことに、政府は、シェルターネットからの要望を受けて、特別定額給付金について、DV被害者とその子どもなど事情のある人が住民票がなくても受給できるよう措置を行いました。その上、DV被害者への給付金に関して、私たち支援機関や国の給

付金相談窓口、市役所などに問い合わせが殺到したことを受けて、当初は家を出てから1年以内のDV被害者を対象としていたものが10年程度の人まで延長されたり、DV以外の家族・親族からの虐待や性暴力の被害者で家を出た人も対象に加えるなど、かなり柔軟な対応がされました。ただ、残念だったのは、これらの措置があくまで例外扱いで、世帯単位での給付が基本だったため、たとえDV被害を受けていても、同居を続けている人には直接給付がされなかったことです。

いずれにしても、私たち支援者にとっては、この給付金問題とこれに関する多くの相談を通して、改めてDVの問題についていくつかの気づきがありました。一つは、家を出てから何年もの間住民票を移さないままにいる人の多さです。また、身体的な暴力はないものの、精神的DV(モラルハラスメント、モラハラ)や経済的DVを受けつつ加害者(夫)のもとにとどまっている被害者も多く、給付金を受け取れないでいることについても考えさせられました。

4. コロナ禍の中で 私たちにできること

では、コロナ禍が続く中で、私たち一人ひとり、または社会全体としてはDVにどう対応していけばよいのでしょうか。

もちろん、DVは犯罪ともなり得る人権侵害で、あってはならない行為だということを一人ひとりが理解し、社会全体でこの意識を共有することが何よりも大切です。その上で、コロナ禍という非常時が続く中で、DV被害が深刻化することを念頭に、「DVに気づく

感度を高める」必要があると思います。

DV加害者は、対等であるはずのパートナーに対して、批判や言葉による虐待、経済的支配、孤立化、残虐行為など様々な手段を使って支配の押しつけを行っているにも関わらず、一方的に「それをしても良いのだ」と自己正当化しています。また、被害者の側も加害者の支配とコントロールが続く中で、自分で考えて自己決定する力を失っていき、特にコロナ禍で精神的DV・経済的DVがひどくても、身体的DVのような明らかな目に見える暴力を受けていない場合は、自身でも被害の重篤さを内面化してしまい、相手から離れられない状況に陥ってしまいます。さらに、世間の反応も、「子どもの虐待に比べたら大人同士なんだから」、「夫婦げんかは犬も食わないというし」、「嫌なら別れたらいいのに」など、介入したがる傾向があり、この傾向はコロナ禍でのコミュニケーションを制限する風潮の中、ますます強まっているのです。

私たち支援者は、コロナ禍において、こうしたDV特有の外からの見えにくさと外部自体の感度の低下をとて心配しています。最も深刻なのは、やはり、経済的な悪影響が長く続くことです。これによって、家庭が貧困に陥りますます関係が悪化したり、家を出たくても仕事もお金もなくて出られない状態が、家庭という閉じた空間の中で続いてしまうのは避けなければなりません。取組の始まったDV相談体制の拡充が活かされると同時に、虐待や生活困窮に関する相談なども通じて、被害をいち早く察知していく取組が今後ますます重要になってくると思っています。

※令和2年11月にオンライン配信した講演をもとに編集・加筆いただいたものです。

図 2

DV相談体制の拡充

内閣府男女共同参画局

DV相談 ナビダイヤル #8008 は れ れ ば

➔ 最寄りのDV相談支援センターに電話
⇒ 電話相談・面談・同行支援・保護等

DV相談 プラス **+** 令和2年4月20日開始

※新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外出自粛、休業等が行われる中、DVの増加・深刻化の懸念を踏まえて実施。

24時間電話相談 つ な ぐ は や く
0120-279-889

最寄りのDV相談支援センターによる、**同行支援 保護等**

外国語相談にも対応
英、中、韓、スペイン、ポルトガル、タガログ、タイ、ベトナム、インドネシア、ネパール
WEB面談も実施



soudanplus.jp

この人に
聞く！

【コロナ禍での女性相談の現状】

島根県女性相談センター所長 ^{まなべ} 眞邊 ^{れいこ} 玲子 さんまなべ 玲子 さん
眞邊 玲子 さん

—新型コロナウイルス感染症の流行以降、女性相談の現場で変化を感じることは？

実際のところ、今年度の11月までの状況を昨年と同じ時期と比較すると、相談内容としても相談件数としても大きな変化は表れていません。

例えば「コロナで本来なら居るはずのない夫が家にいて困る」など、直接的な表現を用いた相談はあまりないですし、相談を受ける側も「コロナ禍以前の違いは？」とわざわざ訊くわけではないので、コロナ禍の影響を、はっきりとはつかみきれていないというのが正直なところ。また、島根県の場合、この感染症の発生件数が都市部と比べて多くはないため、家庭への影響も都市部ほどには及ばず、相談件数の急増には繋がっていない面もあるかも知れません。

これは、コロナ禍に関係なく以前から持っていた印象ですが、島根という土地柄もあって、私的な困りごとや家庭内の問題を、公的機関も含めて「他人（外部）に相談するなんて」と考える傾向があり、本当は誰かに話を聞いてほしいと思っても、そこまで切羽詰まった状況でなければ、ひとりで我慢したり、何となくやり過ごすという対応で、だまされ日々を送っている場合が多いのではないのでしょうか。加えて、コロナ禍で家に家族がいる状況ではますます相談できなくなっているのだと思います。

ただ、中には、DVをDVと思わず、心身の不調や鬱々とした嫌な思いの原因が分からずに相談してこられ、よくよく話を聞いてみると、配偶者や恋人からの暴言や小言など、日常的なモラルハラスメント（精神的DV）

があるという方が結構な割合でおられます。相談現場は、被害者のお話を聞く機関なので、コロナ禍がどれくらい加害者の側に影響を与えているのか十分に分析できる情報は持っていないのですが、現コロナ禍社会に生きる人全てが、直接・間接にコロナ禍のマイナスの影響を受けているはずだと考えると、そのしわ寄せがパートナーである被害者に来ると考える方が自然です。だからこそ、相談を受ける側としては、どんなにちょっとしたことで、嫌だな、困ったな、辛いなということがあれば、聞かせていただきたいと思っています。

—明確にDVと思っていないけれども、相談して良いのですか？

そうなんです。例えば、夫からの暴言や罵倒がとっても嫌なんだけれど、DVと自覚せず、「相談したって何も変わらないだろう」とか「何の解決にもならないだろう」と、自身の内に諦めの壁というか、自身を納得させる理由を作ってしまう方もいると思うのです。その壁を一度超えてもらって、電話してみるなどの行動に繋がってもらいたい。勇気が要ることでしょうが、誰かに悩みや困りごとを話すという行為によって、自身を客観視し、問題を自覚する力がつき、自分自身で何ができるのか、どうしていくと良いのかということをつかめるきっかけとなる。そのお手伝いを私たちスタッフもお話を聞いて、問題を共有する中でできたらなと思っています。

コロナ禍での自粛ムードの中、実のところ相談現場ではなかなか気軽に「来所されませんか」と声かけづらく、面接相談が難しくなっている部分があります。だからこそ、電話相談をこれまで以上に充実した対応となるよう大事にしていこうという思いが、今、センター内では共有されています。少しでも悩みのある方は、是非とも気兼ねなく電話することを考えてみてください。

(2020.12.10 取材)

ひとりで
悩まないで…

島根県の女性相談の窓口

女性相談員が相談に応じます。
相談費用は無料、秘密は厳守します。

相談時間／月～金曜日 8時30分～17時（土、日、祝日、休日、年末年始を除きます）

※女性相談センター（西部分室を除く）では、土・日の電話相談も行います。（祝日・休日・年末年始を除く）

■ 女性相談センター 松江市北田町 48-1
(配偶者暴力相談支援センター) **0852-25-8071**

■ 女性相談センター西部分室 大田市大田町大田イ 236-4
(愛称：あすてらす女性相談室)
(配偶者暴力相談支援センター) **0854-84-5661**

■ 出雲児童相談所 出雲市小山町 70 **0853-21-8789**

■ 浜田児童相談所 浜田市上府町イ 2591 **0855-28-3434**

■ 益田児童相談所 益田市高津 4-7-47 **0856-31-1886**

■ 中央児童相談所隠岐相談室 隠岐郡隠岐の島町港町塩口 24 **08512-2-9810**

ポケットクイズ ミニ解説

【問題】 コロナ禍で、多様なニーズに対応できるよう4月に始まった、新たなDV相談窓口は？

答え

② DV相談^{プラス}

今号の北仲千里さんの講演でも紹介されていますが、コロナ禍での外出自粛や休業等の対策による生活不安やストレス等のダメージが、DVの増加・深刻化に繋がるとの懸念から、国では、DV相談体制の拡充の取組を進めています。その一つが、昨年4月20日に開始された新たな相談窓口「DV相談+（プラス）」です。

これまで、DVに関する悩みをどこに相談すればよいかわからない方のために、全国共通の電話番号（#8008）[※]から最寄りの相談窓口（配偶者暴力相談支援センター、島根県内では松江市にある島根県女性相談センター）につながるサービス「DV相談ナビ」が実施されてきましたが、DV相談+（プラス）は、これに加えて新たに拡充されたもので、これまで以上に多様なニーズに対応できるようになりました。具体的には、毎日の24時間電話相談対応、SNS相談・メール相談、WEB面談対応、10の外国語での対応で、SNSやメール相談は、配偶者が常に家にいて電話ができない環境を考慮して実施されています。また、相談だけでなく、最寄りのDV相談支援センターにつなぎ、同センターにより同行支援や一時保護も行われるなど、必要な場合には直接的な支援も受けられます。

DVに関する悩みがあったり、周囲にそうした悩みのある方がいる場合は、今号4頁や5頁に記載の相談先にぜひとも連絡してみてください。

（注）DV相談ナビは、2020年10月より短縮ダイヤル（#8008）化され、より利用しやすくなりました。
従来の「0570-0-55210」は、2021年3月末までつながります。

※引用資料：内閣府男女共同参画局「DV相談について」ホームページ、内閣府「共同参画」第134号：2020年6月号

リレーコラム vol.15

スウェーデンのコロナ禍

今号のリレーコラムは特別編！

しまね女性センター元専門員で、
現在スウェーデンで看護師として働く
木戸友子さんより現地の状況を
リポートしてもらいます。



ロックダウンをしない、マスク着用を奨励しないなど、独自路線で世界の注目を集めたスウェーデンのコロナ対策。昨年6月に政府が設置したコロナ検証委員会は12月中旬に中間報告を発表し、「スウェーデンは高齢者を守れなかった、その責任は現政府、旧政府の両方にある」と批判しました。スウェーデンのコロナ感染による死者数は9,433人、うち9割が70歳以上の高齢者です。多くが介護ヘルパー等のサービスを受け、約半数が高齢者施設の利用者でした。委員会は、こうした介護サービスや高齢者施設での慢性的な人手不足、スタッフへの防護服などの供給が遅れたことを指摘しています。

介護ヘルパーや高齢者施設で働くスタッフに注目してみると、実に9割が女性です。男女平等の先進国と言われるスウェーデンでも、看護助手（91%）、看護師（90%）、保育士（96%）などの職業は圧倒的に女性が多く、平均的に給料が低い職種でもあります。統計資

料ではまだ上がってきませんが、防護服の足りない職場で感染したスタッフも多いでしょうし、また感染によるスタッフ欠員が慢性的な人手不足に追い打ちをかけ、もともとキツイ労働環境がさらに厳しくなったことは容易に想像できます。

私自身も看護師として医療現場で働いていますが、当初はマスクやフェイスシールドの数も不足、コロナ感染が疑われるような患者に接する医療者のみがマスクをするという状況の中、現在までに私を含め、同僚の約38%が感染しました。90年代の新自由主義改革の流れで、災害や危機に備えた医療品備蓄は無駄とされ、在庫を持たない方針に変えたことが今回の圧倒的な備品不足につながったと言われています。

首相はこれらの批判を受けて、2021年は福祉分野への予算を大幅に増やし、サービスの改善に努めたいと語っていますが、この言葉をしっかり守って欲しいと切に願っています。

元専門員（スウェーデン在住） 木戸 友子

【参考データ（2021年1月8日現在）】

感染者の累計は489,471人、死者累計は9,433人。感染者の男女比は女性53.06%、死者、女性46.19%。（出典 スウェーデン公衆衛生局 <https://www.folkhalsomyndigheten.se>）
看護師、看護助手の女性の割合については（出典 スウェーデン中央統計局 www.scb.se）

男女共同参画
サポーター養成・
活動促進事業
交流会

「まち消滅の危機から大逆転！

地域再生の仕掛け人『萩原なつ子』ライブ講演会&ミーティング

～キーワードはひとりひとりが主役のまちづくり～

- と き 令和2年11月14日(土) 第1部:オンライン講演会(13:30～15:00) 第2部:オンラインミーティング(15:10～16:00)
- ところ あすてらすホール(大田会場) 松江テルサ中会議室(松江会場) オンライン(県内6箇所(複数人)+個人参加)
- 主 催 島根県、(公財)しまね女性センター



講師の萩原なつ子さん

新型コロナの影響で「あすてらすフェスティバル」が延期となり、その代わりに 11/13～11/21 に「あすてらすウィーク 2020」を開催しました。そのイベントの一つとして、島根県男女共同参画サポーター(キラ☆サポ)が、今後の活動のヒントやモチベーションを得られるよう、また、広く一般にも参加者を募ることで、キラ☆サポの認知度向上や候補者発掘をめざし、複数会場での集合型とオンライン参加とを併用し開催しました。

講師は、東京からオンラインで登壇の萩原なつ子さん(立教大学社会学部 / 大学院 21 世紀社会デザイン研究科教授)。

第1部では、「まちづくりになぜ男女共同参画の視点が必要か」、「ひとりひとりが主体的にまちづくりに関わるための仕組みはどのように作られるのか」等について、萩原先生が仕掛け人になった東京都豊島区を例にお話いただき、ケア役割を担うことの多い女性の視点に着目することで、女性だけでなく誰もが暮らしやすいまちづくりに繋がること等を学びました。

第2部では、「どんなまちにしたいのか」、「自分たちができることは何か」を同じ会場のメンバーで話し合い、オンラインを通じて全会場で共有しました。「あいさつや声かけから町を明るくすることなら自分たちでもできる!」「アンケートなどでなく、本音を聞ける会を持ちたい!」など様々な意見やアイデアが生まれ、一般参加の方にとっても、キラ☆サポにとっても、男女共同参画の視点を持ったまちづくりについて、新たな考え方、ヒントに気づくきっかけとなる一日になりました。



第2部 オンラインを通じた意見発表の様子

地域に向けた
男女共同参画
推進事業
【知夫会場】

「糸井塾 in 知夫村 ～自分も周りもみんな笑顔!

お片付けからはじめるお手伝い～」公開授業

- と き 令和2年12月4日(金) 10:45～12:25
- 主 催 知夫村、島根県、(公財)しまね女性センター
- ところ 知夫村立知夫小中学校 5、6年生教室
- 共 催 知夫村立知夫小中学校



講師の糸井龍三さん

市町村、キラ☆サポと協力して実施する「地域に向けた男女共同参画推進事業」。今年度は開催箇所の一つとして、県内唯一の村で、隠岐の離島、知夫村で知夫小中学校のご協力のもと、小学5、6年生の授業の一環として行い、保護者や教育委員会職員も参加されました。

講師は、糸井塾塾長 糸井龍三さん。現役の大学生で、幼少期より家族から家事を仕込まれるうちに「家事は人を育てること」を実感し、糸井塾を設立。全国の小中学生を主な対象に、家事講座を通して、その思いを伝える活動をしてられます。

今般の情勢から、糸井さんは来島されませんでした。オンラインで東京と教室をつなぎ、「お手伝いは『予定を立てる力、工夫する力、思いやる力』を育み、『生きる力』に繋がる。だからこそ、性別にかかわらず、みんながお手伝いをあたりまえにできるようになって欲しい。それが未来の男女平等の社会にも繋がっていく。」と熱いメッセージを届けていただきました。

後半は、机の引き出しの整理整頓を実践。担任の先生は、この日のために片付けの声を控えていたようで、引き出しを机の上に出すよう指示されると児童からは悲痛な叫びも。中には、夏休みの宿題関係のプリントが出てきた人もいました。

糸井さんのアドバイスにより、①全部出す→②分ける→③しまうの3ステップで各自が工夫しながら取り組み、使いやすい引き出しに整理出来ました。

児童からは、教わった方法で他の場所も片付けたいという声が上がリ、家庭での家事参画に繋がる貴重な体験になりました。



片付け実習に取り組む様子

あすてらすからの

お知らせ



「新型コロナウイルスの経済的影響に関するウェブアンケート」へのご協力をお願いします

昨年5～6月にかけて実施した「新型コロナウイルスの女性への影響に関するアンケート」で経済的な悪影響や不安を抱える声が多かったことから、経済面に絞ったアンケートをオンラインで実施しています。ぜひともご協力をお願いします。

- 回答期間 2021年2月1日～3月15日
 - 対象 島根県内在住の男女
 - 回答URL <https://forms.gle/EKxDkMuPC7JfqBY5A>
- ※後日抽選で謝礼をお送りしますので、支障がなければ記名をお願いします。

アンケートは
こちらから！▶



「あすてらすフェスティバル2021」開催準備中

昨年6月に開催予定だったフェスティバルを1年延期し、感染防止対策を図りながら2日間に分けて実施する予定です。募集人数に限りがありますが、興味のあるイベントにぜひおこしください。

記念
映画
上映

2021年6月12日(土)
予定作品
「未来を花束にして」
(2015. イギリス .106分)

記念
講演

2021年6月13日(日)
『居場所』のない男、『時間』がない女
講師 みなした きりう 水無田 気流 さん (詩人、社会学者、國學院大學経済学部教授)
※感染症の拡大状況によっては、オンライン講演に変更する場合があります。

2月の「あすてらす上映会」

入場
無料

2021年2月20日(土) 14:00～ 予定作品「ゆらり」(2017. 日本 .112分)
※定員70名、事前申込みが必要です。感染予防にご協力の上、ご来館ください。

島根県からのお知らせ

「島根県DV対策基本計画(第4次改定)」の策定について

島根県では、配偶者からの暴力(DV)のない社会、配偶者から暴力を受けた被害者が適切な保護や支援を受け、自立し安心して暮らすことのできる社会の実現をめざして、DV対策を総合的に実施することを目的に、「島根県DV対策基本計画」を策定し、様々な施策を進めてきました。このたび、第3次改定計画が令和2年度末で終了するため、今後必要なDV対策の施策の基本的方向と具体策を示す令和3年度からの「第4次改定計画」を策定します。

改定計画の決定は3月の予定です。

改定の主なポイント

1. 地域や職場等における予防教育・普及啓発の強化・充実
2. 各相談対応機関における組織強化と支援の充実
3. DV対応機関と児童虐待対応機関の連携強化
4. 地域におけるサポート体制の構築・充実



島根県立男女共同参画センター

あすてらす

〒694-0064 大田市大田町大田イ236-4 (JR大田市駅西隣)
TEL 0854-84-5500 (代) FAX 0854-84-5589
ホームページアドレス <https://www.asuterasu-shimane.or.jp>

利用のご案内 ((誰でも気軽に利用できます!))

- 開館時間 / 9:00～19:00 (貸出し施設については21:00まで)
- 休館日 / 毎週月曜日・国民の祝日、年末年始(12月29日～1月3日)